

原村ふるさと寄附金

＼確定申告は不要?!／

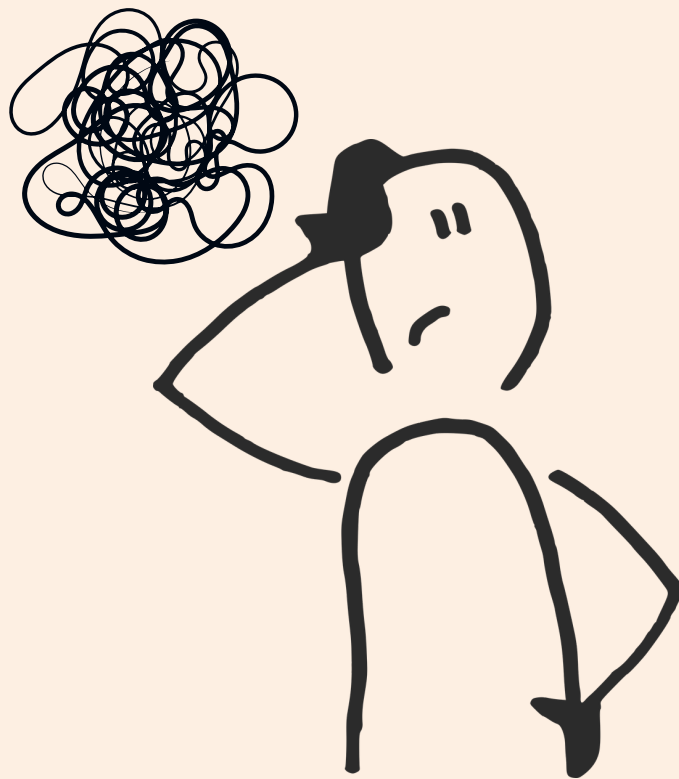
ワンストップ特例制度

のおはなし



ふるさと納税してみたけれど…

「確定申告って面倒だなあ…」



大丈夫!!

条件がクリアできれば…

ワンストップ特例制度が
利用できます！

●そもそも「ワンストップ特例制度」とは

本来、ふるさと納税の制度では「確定申告」することで税金が控除されますが、この「ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告に行かなくても自動的に税金が控除される仕組みです。

確定申告が
不要になる
便利な仕組み！

スマホや
パソコンから
申請するだけ！

では、
条件ややり方などを確認していきましょう！

●どのような人が使えるの？

以下の2つの条件をクリアしている人が対象です↓↓

①会社員など、もともと確定申告をする必要がない人

②1年間（1月1日～12月31日）に寄附した自治体が「5つ以内」の人

※6つ以上の自治体に寄附した場合は確定申告が必要ですのでご注意ください

会社員など
確定申告
不要な人！

寄附先が
1年間で
5自治体以内
の人

※確定申告が不要な人とは…

主に会社から給料をもらっていて、会社が税金の手続き（年末調整）を代わりになっている人。

例）会社員・公務員・パート・アルバイト
契約社員・派遣社員

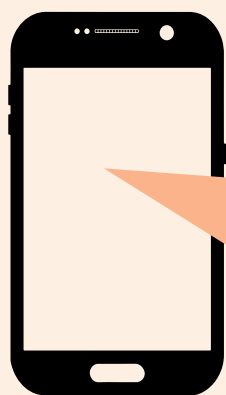
注意）上記の方でも医療費控除など受ける場合は確定申告が必要です

原村ふるさと寄附金

●申請方法は？

【寄附する前】

- ・ポータルサイト等で寄附をする際《ワフストップ特例制度の申請書送付について》に「要望する」「希望する」などチェックを入れる。
- ・チェックを入れることで、後日寄附先の自治体から専用の「申請書」が郵送されてきます。



「ワフストップ特例制度の申請書の送付について」



希望する（要望する）



希望しない

【寄附した後】

- ・寄附した翌年の1月10日までに、寄附先の自治体に申請手続きを行う。
- ・方法は郵送またはオンラインで行います。なお、オンライン申請は寄附先の自治体が設定していないとできないためご注意ください！
- ・郵送の場合は、寄附先の自治体から届いた「申請書」に記入し、マイナンバーカード等のコピーを貼付して返信用封筒でポストへ投函する。

原村でも、オンライン申請をやっておりますので、ぜひご利用ください！

ワフストップ特例制度の注意点①

申請の期限は、寄附した翌年の「1月10日」です

申請の期限を過ぎてしまうと、税金が控除されませんのでご注意ください。特に、郵送の場合は【必着】となりますので、祝日などを考慮して早めに郵送する必要があります。

確定申告する人は、この制度は使えません

医療費控除や住宅ローン控除（1年目）などで確定申告をする人はこの制度を使うことができません。また、ワフストップ特例制度の申請をした後に、確定申告をすると、ワフストップ特例制度で申請した内容は【自動的に無効化】されますのでご注意ください。そのような場合には、確定申告の際に、ふるさと納税での寄附分も申告し忘れないようにしてください。

ワンストップ特例制度の注意点②

引っ越しをした場合は、住所変更が必要です

ふるさと納税で控除される住民税は「寄附をした翌年1月1日時点」で住民票がある自治体に納めるルールになっています。そのため、引っ越しのタイミングによって、住所変更する必要があります。

①寄附を「する前」に引っ越した場合…手続き不要

②寄附を「した後」、同じ年内（12月31日まで）に引っ越した場合

…寄附先の自治体へ「住所が変わりました」という変更届を提出する必要があります。

この書類は自治体のWEBサイトやふるさと納税ポータルサイトからダウンロードできます。

③寄附をした翌年（1月2日以降）に引っ越した…手続き不要



ワンストップ特例申請…、知ってみると、意外と「簡単?!」ではないですか？
ぜひ、条件に当てはまる方は利用いただき、ふるさと納税をより身近に感じていただけたら嬉しいです♪

ワンストップ特例制度について知って、
ふるさと納税が気になった方は…

ぜひ【原村の返礼品】もチェックしてください！

楽天ふるさと納税



ふるさとチョイス



ふるなび



さとふる



原村ふるさと寄附金